

# 保険証が使えるのはどんなとき？

病院などの窓口で保険証を提示すれば、年齢などに応じた自己負担金を支払うだけで、次のような医療を受けることができます。

- 診察    ●治療    ●薬や注射などの処置    ●入院及び看護
- 在宅療養（かかりつけの医師による訪問診療）    ●訪問看護（医師の指示による）

## ◆こんなときは保険証が使いません。

### 病気とみなされないとき

- 健康診断    ●人間ドック    ●予防注射
- 正常な妊娠・出産  
（※「出産育児一時金」が支払われます。）
- 経済上の理由による妊娠中絶
- 軽度のしみ・あざ・わきが
- 美容整形    ●歯列矯正    など

### 他の保険が使えるとき

- 以前勤めていた職場の保険が使えるとき
- 業務上（仕事、通勤途上）のケガや病気  
（※「労災保険」の対象になります。）



### 保険証の使用が制限されるとき

- ケンカや泥酔などによるケガや病気
- 故意の事故や犯罪によるケガや病気
- 医師や国保保険者の指示に従わなかったとき    など

## ◆交通事故などにあつたとき（第三者行為によるケガや病気）

交通事故などで第三者から受けたケガや病気について、保険証を使って医療を受ける場合は、役場への届け出が必要になります。まずは必ず、役場町民課窓口にご相談ください。

保険証が使えると判断された場合、健康保険が負担した医療費はあとから加害者に請求されます。

### 示談は慎重に

役場へ届け出る前に示談が成立していたり、加害者から治療費を受け取ったりしていると、保険証が使えない場合がありますので、ご注意ください。

これからの時期、スキーやスノーボードによるケガや事故が考えられます。相手がいる事故の場合は、第三者行為に当たりますので、交通事故にあつたときと同様、役場住民担当窓口へ届け出てください。

#### ■その他の第三者行為

- 自転車やスキーなどでの衝突や接触事故
- 他人の飼っているペットから受けたケガ
- 工事現場からの落下物などによるケガ    など



## 「障害基礎年金制度」も知っておきましょう！

国民年金の加入中に初診日がある病気やケガなどで障害の状態になったとき、障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、またはその期間内に症状が固定した日）において、年金障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。

ただし、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間（若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上必要となります。この年金納付の条件を満たしていない場合でも、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない場合は受給できる場合があります。

なお、20歳前に病気やケガによって障害の状態にある方は、該当すれば20歳から受給できます。ただし、この場合本人に一定額以上の所得や他年金の受給がある場合は支給が制限されます。